

健康保険証の存続を求める意見書

政府は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化させるマイナンバー法等改定案を成立させた。

マイナンバーカード取得は任意とされているにもかかわらず、国民皆保険制度の下では、ほとんどの国民が保有し生活に欠かせない健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに統合することは、マイナンバーカード取得の事実上の強制である。

この間、様々なトラブルが報告されている。マイナ保険証で本人確認ができず、医療費負担が10割になった事例、他人の医療情報が紐づけされていた事例などである。医療情報というプライバシーに密接に関わり、また、命と健康に関わるきわめて深刻な事態となっている。

政府は総点検を実施するとし、8月1日現在の検証結果を公表したが、異なる個人情報登録された事例が1069件報告されている。

全国保険医団体連合会は「現行の保険証を残せばすべて解決する」と指摘しているし、各種世論調査でも「撤回」「延期」を求める声は8割近くあがっている。

マイナ保険証を持たない者には、資格確認証を発行するとしているが、業務を担う保険団体や自治体の業務負担は増大し、被保険者にとっても更新忘れなどが危惧される。

現行の国民皆保険制度を堅持するためにも、健康保険証の存続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月19日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
デジタル大臣